



広島県報

定期
第4号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

平成十八年広島県告示第五百三十四号(平成十八年度地籍調査事業計画)の一部を改正する告示	一
海岸保全区域の指定	一
海岸保全区域の廃止	一
解除予定保安林に関する旨の通知(二件)	四
公共測量の実施	四
都市計画事業の認可	五
公 告	五
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(二件)	五
大規模小売店舗立地法の規定による町の意見の概要(二件)	五
農業振興地域整備計画の変更の案	六
林業種苗生産事業者の登録の抹消	六
県営土地改良事業の換地処分(二件)	七
選挙管理委員会告示	七
個人演説会等を開催することができる施設の指定	七
公安委員会告示	八
遊技機の型式の検定の告示	八

告 示

広島県告示第二十九号

平成十八年広島県告示第五百三十四号(平成十八年度地籍調査事業計画)の一部を次のように改正する。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

二の表中府中市の項の次に次のように加える。

三 次 市 三次町の一部、君田町の一部、作木町の一部

交付決定の日から平成十九年三月三十一日まで

広島県告示第三十号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定によって、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

倉橋漁港海岸

二 地区海岸名

本浦地区海岸

三 区域

基点一から基点一三三までの各点を順次結んだ線、基点一三三から補助点一三三の一、一三三の二、一〇九の一、九七の一、九五の一、四四の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

四 点の位置

- 基点一 北緯三四度〇六分一〇秒〇三五五、東経一三三度三〇分〇六秒四五三八の点
- 基点二 北緯三四度〇六分一〇秒五二二九、東経一三三度三〇分〇六秒三七九七の点
- 基点三 北緯三四度〇六分一〇秒八〇七二、東経一三三度三〇分〇六秒四六三一の点
- 基点四 北緯三四度〇六分一〇秒〇二五〇、東経一三三度三〇分〇六秒五八八九の点
- 基点五 北緯三四度〇六分一〇秒一九一六、東経一三三度三〇分〇六秒七一九二の点
- 基点六 北緯三四度〇六分一〇秒二七〇〇、東経一三三度三〇分〇六秒七八五〇の点

基点七	北緯三四度〇六分一秒五八〇九、東經一三三度三〇分〇七秒〇五七二の点
基点八	北緯三四度〇六分一秒七三五九、東經一三三度三〇分〇六秒七八八五の点
基点九	北緯三四度〇六分一秒九〇三〇、東經一三三度三〇分〇六秒八三一八の点
基点一〇	北緯三四度〇六分一秒九〇〇四、東經一三三度三〇分〇六秒八三九五の点
基点一一	北緯三四度〇六分一秒九二六二、東經一三三度三〇分〇六秒八四三八の点
基点一二	北緯三四度〇六分一秒八四二七、東經一三三度三〇分〇七秒〇三七六の点
基点一三	北緯三四度〇六分一秒七五九六、東經一三三度三〇分〇七秒一七四三の点
基点一四	北緯三四度〇六分一秒七四四四、東經一三三度三〇分〇七秒一九九二の点
基点一五	北緯三四度〇六分一秒七四一五、東經一三三度三〇分〇七秒二〇三七の点
基点一六	北緯三四度〇六分一秒九三一一、東經一三三度三〇分〇七秒六〇二三の点
基点一七	北緯三四度〇六分一秒九七四五、東經一三三度三〇分〇七秒六九六七の点
基点一八	北緯三四度〇六分一秒三〇九〇、東經一三三度三〇分〇八秒四六七五の点
基点一九	北緯三四度〇六分一秒三三八六、東經一三三度三〇分〇八秒五四〇六の点
基点二〇	北緯三四度〇六分一秒六三〇八、東經一三三度三〇分〇九秒三二六七の点
基点二一	北緯三四度〇六分一秒六五四四、東經一三三度三〇分〇九秒三九〇三の点
基点二二	北緯三四度〇六分一秒九八一二、東經一三三度三〇分一秒二六九九の点
基点二三	北緯三四度〇六分一秒三四四九、東經一三三度三〇分一秒一八九二の点
基点二四	北緯三四度〇六分一秒四九三八、東經一三三度三〇分一秒一五三一の点
基点二五	北緯三四度〇六分一秒七六九六、東經一三三度三〇分一秒〇七四七の点
基点二六	北緯三四度〇六分一秒八八四二、東經一三三度三〇分一秒〇四二三の点
基点二七	北緯三四度〇六分一秒九〇〇〇、東經一三三度三〇分一秒一二〇三の点
基点二八	北緯三四度〇六分一秒九〇九三、東經一三三度三〇分一秒一三五一の点
基点二九	北緯三四度〇六分一秒九二九一、東經一三三度三〇分一秒三三八五の点
基点三〇	北緯三四度〇六分一秒八一二三、東經一三三度三〇分一秒三三六六の点
基点三一	北緯三四度〇六分一秒八二三四、東經一三三度三〇分一秒四一六七の点
基点三二	北緯三四度〇六分一秒一四六七、東經一三三度三〇分一秒六四六六の点
基点三三	北緯三四度〇六分一秒一五五五、東經一三三度三〇分一秒六五五〇の点
基点三四	北緯三四度〇六分一秒〇七九一、東經一三三度三〇分一秒六八八七の点
基点三五	北緯三四度〇六分一秒一六三三、東經一三三度三〇分一秒一一三四の点
基点三六	北緯三四度〇六分一秒六四三三、東經一三三度三〇分一秒九五五八の点
基点三七	北緯三四度〇六分一秒六四六七、東經一三三度三〇分一秒九五四七の点
基点三八	北緯三四度〇六分一秒六五四四、東經一三三度三〇分一秒〇〇六一の点
基点三九	北緯三四度〇六分一秒九〇七九、東經一三三度三〇分一秒二四一四の点
基点四〇	北緯三四度〇六分一秒九一七五、東經一三三度三〇分一秒二九一七の点

基点四一	北緯三四度〇六分一秒九五五〇、東經一三三度三〇分一秒三五〇四の点
基点四二	北緯三四度〇六分一秒九八〇八、東經一三三度三〇分一秒三九一一の点
基点四三	北緯三四度〇六分一秒八四四五、東經一三三度三〇分一秒一四九の点
基点四四	北緯三四度〇六分一秒一七八一、東經一三三度三〇分一秒八三八三の点
基点四五	北緯三四度〇六分一秒四九七四、東經一三三度三〇分一秒七八二一の点
基点四六	北緯三四度〇六分一秒四五一六二、東經一三三度三〇分一秒〇七九二の点
基点四七	北緯三四度〇六分一秒四五一三三、東經一三三度三〇分一秒一三五一の点
基点四八	北緯三四度〇六分一秒四三三〇、東經一三三度三〇分一秒一七四一の点
基点四九	北緯三四度〇六分一秒四二五三、東經一三三度三〇分一秒四三三六の点
基点五〇	北緯三四度〇六分一秒一六四五、東經一三三度三〇分一秒四六八三四の点
基点五一	北緯三四度〇六分一秒一九六三、東經一三三度三〇分一秒〇九六五の点
基点五二	北緯三四度〇六分一秒一九三四、東經一三三度三〇分一秒一〇〇三の点
基点五三	北緯三四度〇六分一秒一九三六、東經一三三度三〇分一秒一〇〇八の点
基点五四	北緯三四度〇六分一秒四〇七〇三、東經一三三度三〇分一秒一八五の点
基点五五	北緯三四度〇六分一秒四〇八九、東經一三三度三〇分一秒二四六〇の点
基点五六	北緯三四度〇六分一秒四九七五、東經一三三度三〇分一秒四一八三の点
基点五七	北緯三四度〇六分一秒一〇八〇、東經一三三度三〇分一秒四九一九の点
基点五八	北緯三四度〇六分一秒一三三六、東經一三三度三〇分一秒五三三七の点
基点五九	北緯三四度〇六分一秒一四一四、東經一三三度三〇分一秒五三五六の点
基点六〇	北緯三四度〇六分一秒七二三〇、東經一三三度三〇分一秒五八〇一の点
基点六一	北緯三四度〇六分一秒七五三〇、東經一三三度三〇分一秒五九六六の点
基点六二	北緯三四度〇六分一秒七六五六、東經一三三度三〇分一秒一五四〇の点
基点六三	北緯三四度〇六分一秒七七二五、東經一三三度三〇分一秒二五五二の点
基点六四	北緯三四度〇六分一秒八一三三、東經一三三度三〇分一秒七九九一の点
基点六五	北緯三四度〇六分一秒八二二九、東經一三三度三〇分一秒七七八九の点
基点六六	北緯三四度〇六分一秒八三〇八、東經一三三度三〇分一秒八九六の点
基点六七	北緯三四度〇六分一秒四七四八、東經一三三度三〇分一秒〇六八一の点
基点六八	北緯三四度〇六分一秒二〇六二、東經一三三度三〇分一秒〇七九二の点
基点六九	北緯三四度〇六分一秒三三七五、東經一三三度三〇分一秒〇六三七の点
基点七〇	北緯三四度〇六分一秒七九四一、東經一三三度三〇分一秒〇三六二の点
基点七一	北緯三四度〇六分一秒八一〇六、東經一三三度三〇分一秒〇九七〇の点
基点七二	北緯三四度〇六分一秒八五三一、東經一三三度三〇分一秒二五四一の点
基点七三	北緯三四度〇六分一秒四六四〇、東經一三三度三〇分一秒二八六〇の点
基点七四	北緯三四度〇六分一秒六四一三、東經一三三度三〇分一秒二七二八の点

基点七五 北緯三四度〇六分一四秒二二三、東經一三三度三〇分一七秒三三三九の点
 基点七六 北緯三四度〇六分一四秒二三一、東經一三三度三〇分一七秒三四七三の点
 基点七七 北緯三四度〇六分一三秒九四二〇、東經一三三度三〇分一七秒三九四七の点
 基点七八 北緯三四度〇六分一三秒六二四三、東經一三三度三〇分一七秒四三七九の点
 基点七九 北緯三四度〇六分一三秒六二八四、東經一三三度三〇分一七秒四九三五の点
 基点八〇 北緯三四度〇六分一三秒四五三九、東經一三三度三〇分一七秒五二〇七の点
 基点八一 北緯三四度〇六分一三秒四一二〇、東經一三三度三〇分一七秒〇五三九の点
 基点八二 北緯三四度〇六分一三秒四四六四、東經一三三度三〇分一九秒〇六〇三の点
 基点八三 北緯三四度〇六分一三秒七四八〇、東經一三三度三〇分一九秒一七八の点
 基点八四 北緯三四度〇六分一三秒八〇一〇、東經一三三度三〇分一九秒二八五の点
 基点八五 北緯三四度〇六分一三秒八二九一、東經一三三度三〇分一九秒一三三七の点
 基点八六 北緯三四度〇六分一三秒八二三六、東經一三三度三〇分一九秒二六三八の点
 基点八七 北緯三四度〇六分一三秒八五三三、東經一三三度三〇分一九秒五七五一の点
 基点八八 北緯三四度〇六分一三秒八四八〇、東經一三三度三〇分一九秒六一二二の点
 基点八九 北緯三四度〇六分一三秒八五六三、東經一三三度三〇分一九秒六二七一の点
 基点九〇 北緯三四度〇六分一三秒八六〇四、東經一三三度三〇分一九秒六三七七の点
 基点九一 北緯三四度〇六分一三秒一四九六、東經一三三度三〇分一九秒五五八九の点
 基点九二 北緯三四度〇六分一三秒〇九九六、東經一三三度三〇分一九秒五四七三の点
 基点九三 北緯三四度〇六分一三秒一五四〇、東經一三三度三〇分一九秒一〇二〇の点
 基点九四 北緯三四度〇六分一三秒一〇三一、東經一三三度三〇分一九秒七七五〇の点
 基点九五 北緯三四度〇六分一三秒二五八六、東經一三三度三〇分一九秒八三八四の点
 基点九六 北緯三四度〇六分一三秒三〇一八、東經一三三度三〇分一九秒八三六四の点
 基点九七 北緯三四度〇六分一四秒一四〇二、東經一三三度三〇分一九秒八二六四の点
 基点九八 北緯三四度〇六分一四秒二四〇一、東經一三三度三〇分一九秒九五七七の点
 基点九九 北緯三四度〇六分一四秒二七五〇、東經一三三度三〇分一九秒四〇二三の点
 基点一〇〇 北緯三四度〇六分一四秒二八一〇、東經一三三度三〇分一九秒〇〇八四の点
 基点一〇一 北緯三四度〇六分一四秒二四八〇、東經一三三度三〇分一九秒五八〇三の点
 基点一〇二 北緯三四度〇六分一四秒二〇〇九、東經一三三度三〇分一九秒九九七六の点
 基点一〇三 北緯三四度〇六分一四秒一一九〇、東經一三三度三〇分一九秒五一六三の点
 基点一〇四 北緯三四度〇六分一三秒六六五八、東經一三三度三〇分一九秒三六五〇の点

基点一〇五 北緯三四度〇六分一三秒五三二一、東經一三三度三〇分一九秒〇五二四の点
 基点一〇六 北緯三四度〇六分一三秒三三四四、東經一三三度三〇分一九秒九一四五の点
 基点一〇七 北緯三四度〇六分一三秒三三九三、東經一三三度三〇分一九秒二六〇五の点
 基点一〇八 北緯三四度〇六分一三秒二二四九、東經一三三度三〇分一九秒三一四九の点
 基点一〇九 北緯三四度〇六分一三秒一九六一、東經一三三度三〇分一九秒四二三八の点
 基点一一〇 北緯三四度〇六分一三秒八二二五、東經一三三度三〇分一九秒二五九三の点
 基点一一一 北緯三四度〇六分一三秒四六一四、東經一三三度三〇分一九秒〇九一五の点
 基点一二二 北緯三四度〇六分一三秒四三三一、東經一三三度三〇分一九秒〇七八三の点
 基点一二三 北緯三四度〇六分一三秒四三〇三、東經一三三度三〇分一九秒〇八八二の点
 基点一二四 北緯三四度〇六分一三秒四二二一、東經一三三度三〇分一九秒〇八五〇の点
 基点一二五 北緯三四度〇六分一三秒二六五〇、東經一三三度三〇分一九秒六四六四の点
 基点一二六 北緯三四度〇六分一三秒二七三一、東經一三三度三〇分一九秒六四九七の点
 基点一二七 北緯三四度〇六分一三秒二六四七、東經一三三度三〇分一九秒六七九四の点
 基点一二八 北緯三四度〇六分一三秒二五六五、東經一三三度三〇分一九秒六七六一の点
 基点一二九 北緯三四度〇六分一三秒九四八一、東經一三三度三〇分一九秒七七七七の点
 基点一三〇 北緯三四度〇六分一三秒九五六一、東經一三三度三〇分一九秒七七八一の点
 基点一三一 北緯三四度〇六分一三秒九四七五、東經一三三度三〇分一九秒八〇八一の点

- 点
- 基点二二二 北緯三四度〇六分一秒九三九八、東経一三二度三〇分三秒八〇四八の点
- 基点二二三 北緯三四度〇六分一秒六九二三、東経一三二度三〇分三秒六九一九の点
- 基点二二四 北緯三四度〇六分一秒六八一二、東経一三二度三〇分三秒七三一八の点
- 基点二二五 北緯三四度〇六分一秒五三一七、東経一三二度三〇分三秒二六七九の点
- 基点二二六 北緯三四度〇六分一秒二八二六、東経一三二度三〇分三秒八三八六の点
- 基点二二七 北緯三四度〇六分一秒二九〇二、東経一三二度三〇分三秒八四四〇の点
- 基点二二八 北緯三四度〇六分一秒二七七八、東経一三二度三〇分三秒八七一六の点
- 基点二二九 北緯三四度〇六分一秒二七三一、東経一三二度三〇分三秒八六八四の点
- 基点二三〇 北緯三四度〇六分一秒二五三〇、東経一三二度三〇分三秒九一五六の点
- 基点二三一 北緯三四度〇六分一秒五四五八、東経一三二度三〇分三秒〇八三九の点
- 基点二三二 北緯三四度〇六分一秒四五一九、東経一三二度三〇分三秒四三二〇の点
- 基点二三三 北緯三四度〇六分一秒一四五六、東経一三二度三〇分三秒四一六八の点
- 補助点一の点 北緯三四度〇六分〇九秒四六三五、東経一三二度三〇分〇六秒七六〇六の点
- 補助点四四の点 北緯三四度〇六分一秒五五五二、東経一三二度三〇分一秒九四七一の点
- 補助点九五の点 北緯三四度〇六分一秒五九九九、東経一三二度三〇分三秒九〇四四の点
- 補助点九七の点 北緯三四度〇六分一秒五八二四、東経一三二度三〇分三秒八七九四の点
- 補助点一〇九の点 北緯三四度〇六分一秒九八六四、東経一三二度三〇分二秒七秒六一

- 五七の点
- 補助点一一二の点 北緯三四度〇六分一秒二三八二、東経一三二度三〇分二秒七二七
- 一九の点
- 補助点一三三の点 北緯三四度〇六分〇九秒五七一、東経一三二度三〇分三秒三九〇七の点

広島県告示第三十一号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤田雄山

- 一 海岸名
 - 倉橋漁港海岸

- 二 地区海岸名
 - 本浦地区海岸

広島県告示第三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤田雄山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 神石郡神石高原町笹尾字米本谷大仁五中久保上工一四の二、一四の三(次の図に示す部分に限る)、字米本谷仁川谷橋ノ下モ日南平二の二から二の五まで、字米本谷大仁五向二の二、字米本谷仁川谷橋ノ上五二五の二、二五の三

- 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養

- 三 解除の理由
 - 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町笹尾字米本谷大仁五中久保上工一四の三(次の図に示す部分に限る。)

字米本谷大仁五中久保一六の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第三十四号

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(二級水準測量)

二 作業期間

平成十九年一月五日から同年三月三十日まで

三 作業地域

三次市十日市西、同市粟屋町、同市青河町、同市秋町

広島県告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・九一五号古新開弁天橋線及び三・五・九二六号大新開吉松線

三 事業施行期間

平成十九年一月十八日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

呉市広弁天橋町、広中新開一丁目、広中新開三丁目及び広吉松二丁目地内

使用の部分

なし

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

フジグラン神辺

2 所在地

福山市神辺町大字新道上字二丁目一〇番二六外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

2 縦覧期間

平成十九年一月十八日から平成十九年二月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

フジグランナタリ

2 所在地

廿日市市阿品三丁目二五三番地外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

廿日市市産業観光部商工観光課(廿日市市下平良一丁目一番一号)

2 縦覧期間

平成十九年一月十八日から平成十九年二月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する町から意見が提出された。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

パルティ・フジ坂

2 所在地

安芸郡坂町平成ヶ浜三丁目一三〇五三番地外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

坂町産業建設課(安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目一番一号)

2 縦覧期間

平成十九年一月十八日から平成十九年二月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する町から意見が提出された。

平成十九年一月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

フジグラン安芸

2 所在地

安芸郡坂町北新地二二〇一八番一外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

坂町産業建設課(安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目一番一号)

2 縦覧期間

平成十九年一月十八日から平成十九年二月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条第一項の規定によって、芸北広域営農団地整備計画を変更しようとするので、同条第四項において準用する同法第十一条第十二項において準用する同条第一項の規定によって、当該計画の変更案及

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第7号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年1月18日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P1084	告示の日(平成19年1月18日)から3年間	ぱちんこ遊技機	フラワー10SGB	株式会社三洋物産 要求 代表取締役 金沢 千穂区 (愛知県名古屋千種区 今池三丁目9番21号)	左 同
6P1285	同上	同上	CRスピーシー海物 語INTA 電撃アラス GB	同上	左 同
6P1008	同上	同上	同上	同上	左 同
6P1339	同上	同上	CRフリップ くん TKH	株式会社竹屋 竹内 正博 代表取締役 日井市美 彌町 (愛知県春日井市美彌町 二丁目98番地)	左 同
6P1335	同上	同上	CRフリップ くん TKS2	同上	左 同
6S1241	同上	回胴式遊技機	アツパレ オウエン タツJC	KPE株式会社 木戸 秀二 代表取締役 木戸 秀二 (神奈川県座間市東原五 丁目1番1号)	左 同
6S1164	同上	同上	トビシャ ーパイヤ ーツJLA	同上	左 同